

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の給料表および期末・勤勉手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例
(平成 2 7 年条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	397,700円
2	448,200円
3	501,600円
4	571,900円
5	649,300円

第 5 条中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、
「1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 8 2 . 5」に、「第 1 9 条第 2 項第 2
号」を「第 1 9 条第 2 項第 1 号」に、「1 0 0 分の 1 1 7 . 5」を
「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の

115」に改める。

第2条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の82.5」を「100分の81.25」に、「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の115」を「100分の113.75」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第5条の改正規定（「第19条第2項第2号」を「第19条第2項第1号」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第1条中第5条の改正規定（「第19条第2項第2号」を「第19条第2項第1号」に改める部分を除く。） 令和8年1月1日
- (3) 第2条の規定 令和8年4月1日